

2014年（平成26年）8月19日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

特定非営利活動法人
全国聴覚障害情報提供施設協議会
理事長 石野 富志三郎



2015（平成27）年度に向けての聴覚障害者情報提供施設に関する要望書

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協議会の諸事業にご理解、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年1月、障害者権利条約が批准され、2月に発効となりましたことは、私どもとしましても大きな喜びであり、同時に聴覚障害者分野における拠点施設としての聴覚障害者情報提供施設（以下、「情報提供施設」と称します。）の役割は、一層重要になってきているとの感を強くしているところです。

つきましては、下記の通り要望させていただきますので、ぜひとも2015（平成27）年度予算におきまして実現していただきますようお願い申し上げます。

<要望事項>

- 1 全ての都道府県政令指定都市に「情報提供施設」が早期に設置されるよう、助成措置等の充実を図ってください。併せて、引き続き未設置自治体への設置を働きかけてください。

（要望理由）

本年4月、新たに1か所設置され、「情報提供施設」は全国47か所となりましたが、未だ7道府県が未設置となっています。あわせて、業務の効果的な遂行の観点から全ての政令指定都市への設置も重要と考えます。特に、東日本大震災の経験からも、災害発生時の聴覚障害者への情報保障における体制の脆弱さは明らかであり、地域差のない条件の整備は焦眉の課題であります。

- 2 新たに整備される「情報提供施設」への適正な設備整備や人的配置について、厚生労働省として各都道府県へガイドラインを明示してください。

（要望理由）

ここ2年間に設置された施設（7か所）の延べ床面積は平均203㎡。また、配置職員は5.5人（内非常勤1.5人）となっています。一方、今年度設置された施設においては、限られた職員数の中で、言語聴覚士を配置するなど、中途失聴者、高齢難聴者の増加に対応するための取り組みが見られます。「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」（省令21号）では人員については「聴覚障害者情報提供施設の運営に必要な職員を置かなければならない」と、明確な基準はありません。しかしな

から、緊急時対応の課題をはじめ、施設に求められる役割は一層大きくなっており、それに相応しい新たな基準を設ける必要があります。

- 3 「情報提供施設」の職員配置基準の抜本的な見直しを行い、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣コーディネーター担当者2名、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修担当職員1名、相談員1名、及びIT指導員1名の合計5名を計画的に増員してください。

また、補助金の事務費基準を見直し適正な単価改定を行ってください。

- (1) 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣のためのコーディネーター業務担当者分として2名配置してください。

(要望理由)

年々増加する手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣依頼に対応するとともに、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の健康管理を図るためには、通訳等派遣に係る専門的なコーディネーター業務担当者の配置が不可欠です。

現行の概ね5名を基準とした職員体制の下では、派遣調整者は派遣業務の他手話通訳、要約筆記及び盲ろう者向け通訳・介助、また窓口・受付、ビデオライブラリーの貸し出しなど多くの業務を兼任しているのが現状です。

障害者総合支援法の施行によって、市町村事業や広域派遣事業など従来の「情報提供施設」に位置づけられていなかった業務も加わっており、職員の増員が必要です。

- (2) 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成を担当し、研修計画の調整を図るための専門的な研修担当職員を1名配置して下さい。

(要望理由)

手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成は「障害者総合支援法」で、新たな機能が付加されました。意思疎通支援を担う人材確保のために、地域の聴覚障害者団体と連携した養成事業の実施や、他団体等が実施する養成講座をバックアップする担当職員の配置が不可欠です。

- (3) 聴覚障害者の生活相談等の専門的な支援を行う当事者相談員等を専任で1名配置してください。また、各都道府県レベルで行われる障害者自立支援協議会への「情報提供施設」の参画を働きかけてください。

(要望理由)

現在ほとんどの施設で相談事業を行っていますが、相談の内容は労働、生活、福祉制度など専門的な内容が多岐にわたり、今後は障害児支援、精神障害者支援も必要になります。また、障害者総合支援法では、基幹相談支援センターは、「意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者等との連携に努めなければならない」とし、「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等は、障害者の意思決定の支援に配慮する」と規定されています。しかしながら、予算も含めて意思疎通支援にかかる業務内容や人的配置などが明示されていないため実効性のある内容になっていません。基幹相談支援センターの意思疎通支援事業にかか

る業務内容の明示と実効性ある予算措置が必要です。

また今後、「情報提供施設」は、各自治体の聴覚障害者の専門的相談支援や各相談支援事業者へのネットワーク及び専門的助言など行う機関として、人的配置を強化し整備される必要があります。

- (4) 聴覚障害者の情報技術の習得を図るため「情報提供施設」にIT指導員1名を配置してください。IT関連設備の整備を促進してください。

(要望理由)

緊急時だけでなく平常時においてもインターネットや携帯電話等の情報技術を利用することは、聴覚障害者の情報バリアを解消する上で、大変有効なものとなっています。

一方、こうした技術が習得できていない聴覚障害者にとっては、情報格差が更に進み、これまで以上に情報から疎外された状況に陥ることとなります。そのためこのような格差を解消するため、手話や視覚教材を用いるとともに、補聴器等で聞き易い環境を整えることによって、希望する全ての聴覚障害者がIT技術の習得を円滑に行えるよう、IT指導員の配置とIT関連設備の整備促進を図ることが必要です。

また、TV電話の活用は、文字による情報伝達が困難な聴覚障害者にとっても直接手話による意思疎通が図られる利点が大きく、関連設備として整備してください。

- 4 2012(平成24年)度に限って予算化された字幕入り映像制作機器(デジタル)の整備事業について、2013(平成25)年以降の設置された「情報提供施設」や、今後設置される「情報提供施設」にも予算化してください。あわせて、2009(平成21)年度に「字幕入り映像等制作機器整備事業」により整備された機器の更新及び保守管理の予算化を図ってください。

また、CS通信やインターネット通信、あるいは先進国ではすでに実現している電話リレーサービスなどがスマートフォンやタブレット端末など、ICT時代に対応した多様な形態で聴覚障害者に情報提供ができるよう、聴覚障害者情報ネットワーク事業の構築に必要な研究事業助成や機器整備の予算化を図ってください。

(要望理由)

情報提供施設にとって、字幕入り映像機器(デジタル)の整備補助は必要です。

2009(平成21)年度の「字幕入り映像製作機器整備事業」により、多くの「情報提供施設」において手話・字幕入りビデオ撮影、編集などをファイルベースで行うことが可能となりましたが、機器の保守期間も終了し、老朽化も見られることから、最新の機器への更新が必要です。

これまで、テープベースで行ってきた手話・字幕入りビデオライブラリーや、自主制作テープがアーカイブ化されることにより、その汎用性が飛躍的に高まります。著作権法の改正もあり、オンデマンドによるライブラリー事業のネットワーク化への展望が大きく開けてきました。今後は、「情報提供施設」相互のネットワーク整備が大きな課題です。

- 5 「情報提供施設」の重要な機能として、緊急災害時の災害情報や避難情報、また救援情報の発信と、避難所等でのコミュニケーション保障等の支援体制を整備することが必要で

す。このため、地域の実情に応じては「情報提供施設」を「福祉避難所」等として位置づけることが可能となるよう、必要な体制整備と予算化を図ってください。

(要望理由)

「大災害に対応するため、災害時要援護者である聴覚障害者への避難情報や、救援情報等の緊急通報システムを「情報提供施設」に備え、併せて、地域によっては防災計画において、「情報提供施設」を手話通訳・要約筆記派遣、盲ろう者向け通訳・介助者等の迅速な支援をするための『対策本部』や、『福祉避難所』として位置づけることで充実した救援態勢が可能となる」との当協議会の主張は、東日本大震災等の状況からみて重要であることが明らかとなっています。また、厚生労働省障害者保健福祉関係主管課長会議等においても、災害時における「地域における拠点」機能の役割が強調されているところです。

これらの機能整備を行うためにも、人的配置をとともなう体制整備のための予算化が必要です。

- 6 意思疎通支援事業を義務的経費の事業と位置付け、意思疎通支援のネットワークを確立するため、「情報提供施設」や市町村等への手話通訳者の設置（雇用）が推進されるよう各自治体に働きかけてください。

また、障害者総合支援法の円滑な実施を図るため、法に基づく都道府県事業及び市町村事業の実施にあたっては、「情報提供施設」に必要な事業予算が安定的に確保できるよう必要経費の措置について各自治体への働きかけを行ってください。

(要望理由)

障害者総合支援法の施行に伴い、市町村及び都道府県必須事業が大幅に拡大されました。あわせて「意思疎通支援を行う者の派遣等について」（障企自発0327第1号）では、手話通訳等の派遣対象や分野の拡大及び広域的な派遣調整の具体化等が図られ、各自治体では要綱改定の動きも進んでいます。今回の改定は意思疎通支援事業の発展に大きな意義があります。

しかし、同時に各自治体との折衝では、「財政的な裏付けの弱さ」による事業拡大への懸念も聞かれ、「情報提供施設」からは、法の趣旨に沿った事業拡大にとともなう財政的、人的保障の不十分さを危惧する声が出されています。

今後予定されている意思疎通支援のあり方についての見直し過程における検討が必要です。

- 7 改正著作権法の主旨を活かし、聴覚障害者の情報アクセシビリティの向上を図るための実効性のある手立てを早急に講じてください。

(要望理由)

2009年の著作権法の改正によって、「情報提供施設」は、聴覚障害者等対象であれば、公表された著作物で、聴覚でその表現が認識されるものについては、権利者への補償金を支払えば、自由に字幕（手話）を付加して貸し出すことが可能になりました。しかし現在もなお、補償金支払いのシステム等ができていないために、字幕（手話）付加は可能であっても貸し出しができないという、実質的には法改正前と同様の、聴覚障害者の情報保障の上で深刻な状態が続いています。

共同事業との整理を含め、一刻も早く厚生労働省としても関係省庁と協議され、この状態を打開する方策を示し、聴覚障害者の情報アクセスの保障を図ってください。

- 8 指定管理者制度が、情報提供施設業務の運営に支障をきたすことがないように、総務省および各自治体に働きかけてください。

(要望理由)

現在、約6割の情報提供施設が指定管理者制度により運営されている状況にあります。制度が導入されてから10年が経過しますが、導入効果として注目されるのは経費節減の点ばかりです。各施設では毎年、一方的に運営費が軽減されるケースが増加しています。制度設計をもう一度見直し、施設運営に必要な経費を適正に算定した委託料が設定されるよう、各自治体へ働きかけてください。

以上